

2018年度実施 明石市職員採用試験案内 【正規職員・任期付短時間勤務職員】

児童福祉司、児童指導員、児童心理司
児童指導担当職員（生活指導担当、学習指導担当等）、看護師

＼ 関西の中核市で初 ／



児童相談所設置

(2019年4月)



2019年4月に、関西の中核市で初めて、児童相談所を設置します。
明石市は、こどもの命を守り、健やかな育ちを支えるための取り組みを強化し、『すべてのこどもを地域みんなで本気で応援する』まちづくりを更に推進しているところです。

こどもの命と未来を守るため、あなたの“熱意”が必要です！

受付期間	2018年8月1日(水)～8月24日(金)
試験日	2018年9月8日(土)、9日(日)

■ “やさしい社会”を明石から！ 「こどもを核としたまちづくり」

本市は、明石の未来を担うこどもを安心して産み、育てられるまち、そして支援を必要とする人に必要な支援が行き届く、誰もが暮らしやすいまちを目指しています。

生まれる前から切れ目なく、様々な施策を実施することで、子育てをサポートしています。

- ・(元気を支える) こどもの健やかな育ちの支援…母子健康手帳交付時の妊婦全数面接など
- ・(子育て応援) 経済的負担を軽減…中学生までの医療費無料化、第2子以降の保育料無料化など
- ・(学びを応援) 教育環境の充実…小学1年生への30人学級の導入など
- ・(寄り添う支援) 支援が必要なこどもに必要な支援を…離婚前後のこどもの支援など
- ・(虐待防止) すべてのこどもの命を守る体制の充実…児童相談所の設置など

■児童虐待ゼロを目指した児童相談所の設置（2019年4月）

本市は、「こどもを核としたまちづくり」の一つの柱として“すべてのこどもを地域みんなで本気で応援する”という考えのもと、こどもの命と権利、未来を守るセーフティネットである、児童相談所を設置します。

本市が設置する児童相談所は、これまでの既成概念にとらわれることなく、支援を必要とするこどもたちやそのご家庭に本当に必要な支援を行い、児童虐待ゼロを目指した取り組みを行います。

1 募集職種・人数・主な職務内容

次ページの各職種の受験資格を満たしている場合は、複数の職種に申し込むことができます。

■ 正規職員

職 種	人 数	主な職務内容
児童福祉司	1名	児童相談所における虐待・育成等にかかる相談対応、指導及び支援の実施、並びに、児童福祉司等へのアドバイス・指導等
児童指導員	4名程度	児童相談所の一時保護所において保護している児童に対する自立促進や生活指導等の援助の実施等
児童心理司	2名程度	児童相談所における児童の相談対応及び心理判定の実施等

※人事異動等により、採用された職種以外の職種（例：児童福祉司から児童指導員）や、他の福祉分野への配置となる場合があります。

■ 任期付短時間勤務職員

職 種	人 数	主な職務内容
児童福祉司	3名程度	児童相談所における虐待・育成等にかかる相談対応、指導及び支援の実施等
児童心理司	3名程度	児童相談所における児童の相談対応及び心理判定の実施等
児童指導担当職員	13名程度	一時保護所において保護している児童に対する自立促進や生活指導等の援助、学習指導の実施等
看護師	1名	一時保護所において保護している児童の健康管理や生活指導の実施等

<任用期間>

2019年4月1日から2024年3月31日まで（最長5年間）。

ただし、1年毎の勤務成績によって任用を更新します。

また、任期最終年に再度試験を受験し、合格した場合、引き続き勤務することが可能です。

なお、任期中に65歳に達する者にあつては、65歳となる年度末までを任用期限とします。

2 受験資格

<p>児童福祉司</p>	<p>■ <u>正規職員</u> 次のア～ウのすべてを満たす人 ア 1960年（昭和35年）4月2日以降に生まれた人 イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第13条第3項に規定する任用資格を有する人 ウ 児童相談所において児童福祉司スーパーバイザーとしての経験を5年以上有する人、又はこれに準ずると認められる実務経験等を有する人</p> <p>■ <u>任期付短時間勤務職員</u> 次のア～ウのすべてを満たす人 ア 1954年（昭和29年）4月2日以降に生まれた人 イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第13条第3項に規定する任用資格を有する人 ウ 次の経験を有する人、又はこれに準ずると認められる実務経験を有する人 児童相談所、家庭児童相談室、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設等において、<u>ケースワーク経験</u>を1年以上有する人</p>
<p>児童指導員</p>	<p>次のア～ウのすべてを満たす人 ア 1968年（昭和43年）4月2日以降に生まれた人 イ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第43条に規定する任用資格を有する人 ウ 次の経験を有する人、又はこれに準ずると認められる実務経験を有する人 児童相談所、家庭児童相談室、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設等において、<u>生活指導及び援助業務</u>の実務経験を3年以上有する人</p>
<p>児童心理司</p>	<p>■ <u>正規職員</u> 次のア～エのすべてを満たす人 ア 1973年（昭和48年）4月2日以降に生まれた人 イ 次の①②のいずれかの学歴を有する人 ① 学校教育法に基づく大学において、心理学を専修する学科もしくはこれに相当する課程（教育学部や社会学部の心理学専攻など）を修めて卒業した人 ② 臨床心理士資格を取得できる指定大学院を修了した人 ウ 次の①②のいずれかの実務経験を5年以上有する人、又はこれに準ずると認められる実務経験を有する人 ① 児童相談所、家庭児童相談室、保健センター等の公的施設又は児童養護施設等での<u>相談及び心理判定業務</u> ② 病院等での<u>相談及び心理判定業務</u> エ 臨床心理士資格を有する人、又はこれに準ずると認められる知識や経験等を有する人</p> <p>■ <u>任期付短時間勤務職員</u> ア 1954年（昭和29年）4月2日以降に生まれた人 イ 次の①②のいずれかの学歴を有する人 ① 学校教育法に基づく大学において、心理学を専修する学科もしくはこれに相当する課程（教育学部や社会学部の心理学専攻など）を修めて卒業した人 ② 臨床心理士資格を取得できる指定大学院を修了した人 ウ 次の①②のいずれかの実務経験を有する人、又はこれに準ずると認められる実務経験を有する人 ① 児童相談所、家庭児童相談室、保健センター等の公的施設又は児童養護施設等での<u>相談及び心理判定業務</u> ② 病院等での<u>相談及び心理判定業務</u> エ 臨床心理士資格を有する人、又はこれに準ずると認められる知識や経験等を有する人</p>

児童指導担当職員	次のアとイの両方を満たす人 ア 1954年（昭和29年）4月2日以降に生まれた人 イ ①、②のいずれかの条件を満たす人 ①（夜間及び休日電話相談員担当、一時保護所生活指導担当） 看護師、保健師、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭、社会福祉士、臨床心理士、精神保健福祉士のいずれかの資格（免許）を有する人、 <u>もしくは、こどもに関する相談対応の実務経験を有する人</u> ②（学習指導員担当） 小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭のいずれかの免許を有する 方、 <u>かつ</u> 、教育機関や学習塾、児童福祉施設等において学習指導の 経験を有する人
看護師	次のアとイの両方を満たす人 ア 1954年（昭和29年）4月2日以降に生まれた人 イ 看護師免許を有する人

3 試験内容・試験出題分野等

■ 正規職員

・試験内容等

教養（択一式）、論文又は作文	2018年9月8日（土）
集団討論、面接	2018年9月8日（土）、又は9日（日） ※応募者多数の場合は、変更となる場合があります。
試験会場	明石市役所 ほか

※試験の可否結果については、2018年9月下旬頃に、合格者のみ文書で通知します。

また、合格者の受験番号を、明石市のホームページに掲載します。

・試験出題分野等

科目	内容	時間
教養	一般教養について、択一式により行います。 【出題分野】文章理解、語彙、計算、判断推理、数的推理、資料解釈等	70分
論文又は作文	文章の構成力、表現力等について	60分
集団討論	与えられた課題について、複数名のグループを組み、受験者どうしで討論した上で、グループとしての意見集約を行います。	
面接	個別面接を行います。	

※各試験科目のいずれかにおいて一定の基準に達しない人は、他の成績いかんにかかわらず、不合格となります。

■ 任期付短時間勤務職員

・試験内容等

適性検査	2018年9月8日(土)
面接	2018年9月8日(土)、又は9日(日) ※応募者多数の場合は、変更となる場合があります。
試験会場	明石市役所 ほか

※試験の可否結果については、2018年9月下旬頃に、**合格者のみ文書で通知します。**

また、合格者の受験番号を、明石市のホームページに掲載します。

・試験出題分野等

科目	内容	時間
適性検査	言語、計算、読図、読解等	
面接	個別面接を行います。	

※各試験科目のいずれかにおいて一定の基準に達しない人は、他の成績いかんにかかわらず、不合格となります。

4 採用

■ 正規職員

合格者は、採用前の健康診断を経て、勤務に支障がないと認められたときは、2019年4月1日に採用する予定です。採用後、6月間は、地方公務員法第22条の規定に基づき条件付採用とし、その間職務を良好な成績で遂行した時に、正式採用とします。

なお、合格者の辞退等に備え、合格基準を満たした者について、補欠合格とする場合があります。補欠合格の有効期限は、2019年3月31日までとします。

正規職員と任期付短時間勤務職員を同時に申込む場合

正規職員と任期付短時間勤務職員を同時に申込む場合は、正規職員の試験内容で受験していただきます。

この場合、正規職員の試験内容で正規職員としての合否判定に加えて、任期付短時間勤務職員としての合否判定も行います。

なお、任期付短時間勤務職員としての申込みの有無は、正規職員としての採用の合否判定には一切関係しません。

■ 任期付短時間勤務職員

合格基準を満たした者を、採用候補者名簿(2019年3月31日まで)に成績上位順に登載し、上位の者から順次、採用します。

採用予定者は、採用前の健康診断を経て、勤務に支障がないと認められたときは、2019年4月1日に採用する予定です。

ただし、採用候補者名簿に登載されても、採用されない場合があります。

5 給与

初任給は、市の規定に基づき、実務経験や学歴、採用時の格付けなどに応じて決定します。

■ 正規職員

初任給の例 (地域手当含む)	大学卒・経験年数 5年で担当者の場合…約22万円 (年収約370万円) 大学卒・経験年数10年で担当者の場合…約26万円 (年収約440万円) 大学卒・経験年数15年で主任の場合……約32万円 (年収約520万円) 大学卒・経験年数20年で係長の場合……約37万円 (年収約610万円)
-------------------	--

※初任給には、地域手当を含み、年収には、期末・勤勉手当を含みます。なお、上記の他、給与条例により扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外・休日・夜間勤務手当等を支給します。

※上記金額については、2018年4月1日現在のものであり、給与改定や役職に応じて変更になる場合があります。

《参考：モデル給与》 在職職員の各職位の平均給与額等です。

役職	課長級 (平均年齢50歳)	係長級 (平均年齢47歳)	主任級 (平均年齢44歳)
給料月額	約42万円	約39万円	約36万円
年収	約800万円	約650万円	約600万円

※給料月額には、地域手当を含み、年収には、期末・勤勉手当及び管理職手当（課長級のみ）を含み、税及び社会保険料を控除する前のものです。

なお、係長級及び主任級には、上記年収とは別に時間外・休日勤務手当を支給します。

■ 任期付短時間勤務職員

職種	児童福祉司・児童心理司	児童指導担当職員	看護師
給料月額	約17万円	約16万5千円	約19万5千円
年収	約280万円	約270万円	約320万円

※給料月額には、地域手当を含み、年収には、期末・勤勉手当を含みます。

なお、上記のほか、通勤手当、時間外・休日・夜間勤務手当等を条例等に基づき支給します。

※上記金額については、2018年4月1日現在のものであり、給与改定を受けて変更になる場合があります。

6 勤務時間・休暇

■ 正規職員

勤務時間	週38時間45分勤務（1日7時間45分×週5日） 8：55～17：40（配属先により異なります） また、児童指導員については、夜勤（週1～2回程度）を予定しています。
週休日等	土・日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）（職種等により異なる） また、児童指導員については、シフト制勤務（土・日・祝の勤務あり）となる予定です。
休暇	年次有給休暇1年度につき20日（採用日により異なります。）、夏季休暇、育児参加休暇等の各種特別休暇
その他	育児短時間勤務、育児休業、部分休業、介護休暇等の制度あり

■ 任期付短時間勤務職員

勤務時間	週31時間勤務（1日7時間45分×週4日など） 8：55～17：40（職種等により異なります） また、児童指導担当職員については、夜勤（週1～2回程度）を予定しています。
週休日等	土・日曜日、週のうち別に指定する1日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日） （職種等により異なる） また、児童指導担当職員については、シフト制勤務（土・日・祝の勤務あり）となる予定です。
休 暇	年次有給休暇1年度につき20日（採用日により異なります。）、夏季休暇、育児参加休暇等の各種特別休暇
そ の 他	育児休業、部分休業、介護休暇等の制度あり

先輩職員が語る仕事のハナシ 😊

2017年度入庁 - 児童心理司（候補）

櫻井 良子

（児童相談所等勤務経験者）



“明石市役所（本庁）前に広がる
明石海峡大橋の景色は、素晴らしいですよ！”

私は、前職では、他県の職員として児童相談所の児童心理司等の業務に携わってきました。現在は、明石市役所に採用され、子育て支援課という部署で、児童の育成、虐待等にかかるケースワークや、2019年4月に開設される児童相談所のマニュアルの作成などを担当しています。

児童相談所が設置されることにより、子どもへの寄り添いから危機介入まで、長期的な視点で途切れない支援ができます。

また、明石市の児童相談所には、児童相談を支援する弁護士職員が配属される予定ですので、法的な知識を深めながら、より専門的にケースワークに取り組むことができます。

一方、その中で自分の専門性を発揮していく難しさもありますが、新たに児童相談所をつくりあげていくことは、とてもやりがいのある仕事だと思います。明石の子どもたちのための児童相談所を一緒につくっていきましょう！

※ 別途、兵庫県電子申請共同運営システムから受験者の基本情報等を入力していただきます。
 ※ 入力方法等の詳細については、申込受付後にお渡しする説明文書をご確認ください。

7 申込手続

(1) 申込期間等

申込期間等	<p>2018年8月1日(水)から2018年8月24日(金)まで <受付時間>午前8時55分から午後5時40分まで ※土曜日、日曜日は受付いたしません。 ※郵送の場合、2018年8月23日(木)必着 ※郵送により申込みされる場合は、封筒の表に「職員採用試験申込書在中」と朱書きし、下記へ郵送してください。 ※2018年8月24日(金)以降に到着したものについては、いかなる理由があっても受付できませんので、余裕をもって発送してください。 ※最終日は非常に混雑しますので、できるだけ早めに申込みをしてください。 ※郵送による申込みの場合は、受付期間終了後、受験票等を送付します。 試験日の3日前までに受験票等が到着しない場合は、問い合わせ先まで連絡してください。</p>
-------	---

(2) 申込書類

申込書類	<p>(1) 明石市職員採用試験申込書①、② [本市所定の様式] (2) 職務経験等報告書 [本市所定の様式] (3) 受験票 [本市所定の様式] (4) 返信用封筒 (郵送により申込む場合のみ、長3サイズ(12cm×23.5cm)に返信先住所・宛名を明記し、8.2円切手を1枚貼り付けてください。)</p> <p><u>《児童福祉司》</u> (A) 任用資格確認票(児童福祉司・児童指導員) [本市所定の様式] (B) 医師、社会福祉士、保健師、助産師、看護師、保育士、教育職員免許法に規定する教育職員の免許・資格を証する写し (免許・資格を有する方のみ)</p> <p><u>《児童指導員》</u> (A) 任用資格確認票(児童福祉司・児童指導員) [本市所定の様式] (B) 社会福祉士、精神保健福祉士、学校教育法に規定する教諭(小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校のみ)の免許・資格を証する写し (免許・資格を有する方のみ)</p> <p><u>《児童心理司》</u> 次の(A)、(B)については、いずれか一つを提出してください。 (A) 大学において心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めたことわかる書類(大学の学業成績証明書など) (B) 臨床心理士資格を取得できる指定大学院を修了したことわかる書類(指定大学院の卒業証明書など) (C) 臨床心理士資格登録証明書の写し (資格を有する方のみ)</p> <p><u>《児童指導担当職員》</u> (夜間及び休日電話相談員担当、一時保護所生活指導担当) (A) 看護師、保健師、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭、社会福祉士、臨床心理士、精神保健福祉士のいずれかの免許・資格を証する写し (免許・資格を有する方のみ) (学習指導員担当) (A) 小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭のいずれかの免許証の写し</p> <p><u>《看護師》</u> (A) 看護師免許証の写し</p> <p>※複数の職種に申込む場合は、申込みを行う職種すべての必要書類を提出してください。ただし、同じ書類を重複して提出する必要はありません。 ※外国籍の人は、上記のほかに特別永住者証明書もしくは在留カードの提示、又は在留資格が記載されている住民票の写しを提出してください。</p>
------	--

(3) 申込方法等

申込方法	上記の申込書類を 直接持参 してください。ただし、遠方に居住しているなどやむを得ず受付期間内に直接持参できない場合に限り、郵送可とします。
申込場所	明石市役所 本庁舎4階 職員室(職員担当)
郵送先	〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 明石市総務局職員室(職員担当) 電話: 078-918-5006 Mail: jinji@city.akashi.lg.jp Fax: 078-918-5145 HP: https://www.city.akashi.lg.jp